

平成 30 年 (2018 年) 2 月 7 日
 総務部情報公開・法務課法務係
 (課長) 竹村浩一郎 (担当) 重野 靖
 電 話 : 026-235-7057 (直通)
 026-232-0111 (代表) 内線 2287
 F A X : 026-235-7370
 E-mail : kokai@pref.nagano.lg.jp

平成 30 年 2 月 県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 28 件、新設条例案 2 件、廃止条例案 1 件を提出予定です。

一部改正条例案 (使用料・手数料関係)

番号	条 例 案 の 概 要														
1	<p>長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案 (詳細は、別紙 1 (P11) のとおり)</p> <p>法令に基づき特定の者のために行う事務に係る手数料について、諸経費の増減に伴い、その額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">(平成30年 4 月 1 日 (別紙 1 の (1) の⑨は平成30年 5 月 1 日) から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 消防課 026-233-4332 (FAX) Email: shobo@pref.nagano.lg.jp 介護支援課 026-235-7394 (FAX) Email: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp 食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp 薬事管理課 026-235-7398 (FAX) Email: yakuji@pref.nagano.lg.jp 資源循環推進課 026-235-7259 (FAX) Email: junkan@pref.nagano.lg.jp ものづくり振興課 026-235-7197 (FAX) Email: mono@pref.nagano.lg.jp 園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp 森林づくり推進課 026-234-0330 (FAX) Email: shinrin@pref.nagano.lg.jp 河川課 026-225-7069 (FAX) Email: kasen@pref.nagano.lg.jp 建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp </div>														
2	<p>長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>依頼により行う試験等に係る手数料について、新たに導入する装置による試験の追加に伴い、機械金属の切削試験の区分における手数料の上限額を改定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">改定額</th> <th rowspan="2">現行額</th> <th colspan="2">改定率 (%)</th> </tr> <tr> <th>下限額</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械金属</td> <td style="text-align: center;">切削試験</td> <td style="text-align: center;">2,300 円以上 7,600 円以下</td> <td style="text-align: center;">2,300 円以下</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">230.4</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成30年 4 月 1 日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ものづくり振興課 026-235-7197 (FAX) Email: mono@pref.nagano.lg.jp </div>	区 分		改定額	現行額	改定率 (%)		下限額	上限額	機械金属	切削試験	2,300 円以上 7,600 円以下	2,300 円以下	-	230.4
区 分						改定額	現行額	改定率 (%)							
		下限額	上限額												
機械金属	切削試験	2,300 円以上 7,600 円以下	2,300 円以下	-	230.4										

3 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例案

依頼により行う試験等に係る手数料について、諸経費の増大に伴い、その額を改定します。

区 分		改定額	現行額	改定率
試 験	乳脂試験	490 円	480 円	2.1%
検 査	薬剤感受性検査	870 円	850 円	2.4%
	直腸検査	750 円	730 円	2.7%
施 術	牛受精卵移植			
	受精卵の採卵	32,000 円	31,000 円	3.2%
	受精卵の凍結処理	5,200 円	5,100 円	2.0%
	受精卵の移植	5,600 円	5,500 円	1.8%

(平成30年4月1日から施行)

園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp

4 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

道路交通法施行令等の改正に合わせ、運転免許ほかの許可等の事務に係る手数料の額を改定します。

(1) 道路交通法施行令の一部改正 (主なもの)

名 称	内 容		改定額	現行額	改定率 (%)	
運転免許 試験手数料	大型第一種	指定教習所卒業者	1,550 円	1,600 円	△3.1	
		一般試験	4,100 円	4,400 円	△6.8	
	中型第一種 準中型第一種	一般試験 (貸車料加算)	6,600 円	7,050 円	△6.4	
講習手数料	高齢者講習 (小特免許以外)	70歳以上75歳未満	5,100 円	4,650 円	9.7	
		75歳以上	合理化講習	5,100 円	4,650 円	9.7
			高度化講習	7,950 円	7,550 円	5.3
		臨時高齢者講習	5,800 円	5,650 円	2.7	
免許証 更新手数料	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合を除く。)		2,500 円	2,500 円	—	
	免許証の更新(法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合)		2,550 円		2.0	

(2) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正（主なもの）

名 称	改定額	現行額	改定率(%)
風俗営業所の構造又は設備の変更の承認手数料	9,900円	11,000円	△10.0
銃砲刀剣類所持許可証の再交付手数料	1,900円	2,200円	△13.6

（平成30年4月1日から施行）

生活安全企画課 026-233-0108 (FAX) Email: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp
交通企画課 026-233-1367 (FAX) Email: police-koutsukikaku@pref.nagano.lg.jp
交通指導課 026-234-9920 (FAX) Email: police-kotsushido@pref.nagano.lg.jp
東北信運転免許課 026-292-2345 (FAX) Email: police-touhokusinmenkyo@pref.nagano.lg.jp

一部改正条例案（その他）

番号	条 例 案 の 概 要
5	<p>消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>消防団が活動しやすい環境を整え、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を、平成32年度（現行：平成29年度）まで延長します。</p> <p>（公布の日から施行）</p> <p>消防課 026-233-4332 (FAX) Email: shobo@pref.nagano.lg.jp</p>
6	<p>特別会計設置条例の一部を改正する条例案</p> <p>近年活用が低調な長野県市町村振興資金の貸付けを、今年度をもって終了することから、長野県市町村振興資金貸付金特別会計を廃止します。</p> <p>（平成30年4月1日から施行）</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: s-zaiseil@pref.nagano.lg.jp</p>
7	<p>長野県議会議員及び長野県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>公職選挙法の一部改正により、県議会議員選挙において頒布できることとなる選挙運動用のビラの作成費を公費負担の対象とするため、所要の改正を行います。</p> <p>（平成31年3月1日から施行）</p> <p>市町村課 026-232-2557 (FAX) Email: senkan@pref.nagano.lg.jp</p>

8 資金積立基金条例の一部を改正する条例案

基金を財源とする事業が終了した長野県栄村復興基金、長野県東日本大震災復興交付金基金、長野県医療施設耐震化臨時特例基金及び長野県グリーンニューディール基金を廃止します。

(公布の日から施行)

地域振興課 026-232-2557 (FAX) Email: shinko@pref.nagano.lg.jp
医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo-keikaku@pref.nagano.lg.jp
環境エネルギー課 026-235-7491 (FAX) Email: kankyoene@pref.nagano.lg.jp
道路建設課 026-235-7391 (FAX) Email: michiken@pref.nagano.lg.jp

9 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

人事委員会勧告に基づき、給料表、勤勉手当及び扶養手当について改定を行うほか、所要の改正を行います。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例

ア 給料表

平均0.14%引き上げます。

イ 勤勉手当

年間支給月数を1.80月(現行1.70月)に改定します。

ウ 扶養手当

配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで減額(13,000円→6,500円)し、子に係る手当額を引き上げます(6,500円→10,000円)。

〈段階的に改定〉

※ 女性の就労状況の変化や少子化対策の推進を背景とした配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ改正

エ 特殊勤務手当

(7) 外国勤務手当の新設

海外駐在員に旅費として支給している駐在経費を特殊勤務手当として支給します。

(1) 特殊現場作業手当の特例及び死体処理手当の対象となる災害等の追加
東日本大震災に特定大規模災害等を追加します。

(2) 特別職の職員の給与に関する条例

期末手当の年間支給月数を3.30月(現行3.25月)に改定します。

(公布の日((1)のウ及びエは、平成30年4月1日)から施行し、(1)のアは平成29年4月1日から、(1)のイ及び(2)は同年12月1日から適用)

人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp

10	<p>長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.14%引上げ）するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>教育政策課 026-235-7487 (FAX) Email: kyoiku@pref.nagano.lg.jp 義務教育課 026-235-7494 (FAX) Email: gimukyo@pref.nagano.lg.jp 高校教育課 026-235-7488 (FAX) Email: koko@pref.nagano.lg.jp 特別支援教育課 026-235-7459 (FAX) Email: tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
11	<p>長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>人事委員会勧告に基づき、給料表を改定（平均0.14%引上げ）するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>警務課 026-233-1367 (FAX) Email: police-keimu@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
12	<p>長野県職員退職手当条例等の一部を改正する条例案</p> <p>国家公務員における退職手当の改正に準じ、職員の退職手当の支給水準を引き下げるとともに、職員を退職し引き続いて公立大学法人長野県立大学の職員になる者について勤続期間の通算を前提に退職手当を支給しないこととする特例を定めます。</p> <p>（平成30年4月1日（公立大学法人長野県立大学の職員になる者についての特例に係る改正は、同年3月31日）から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
13	<p>長野県県税条例の一部を改正する条例案</p> <p>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める地域経済牽引事業を支援し、県内に経済的効果を及ぼすため、当該事業のための施設を設置した事業者に対する不動産取得税及び大規模償却資産に係る固定資産税の課税免除を行います。</p> <p style="text-align: center;">（公布の日から施行し、平成29年9月29日から適用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp 産業政策課産業戦略室 026-235-7496 (FAX) Email: senryaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

14	<p>児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、福祉型障害児入所施設及び福祉型児童発達支援センターの職員の基準を緩和します。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>こども・家庭課 026-235-7390 (FAX) Email: kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp</p>
15	<p>地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会条例等の一部を改正する条例案</p> <p>地方独立行政法人法の一部改正により、長野県立病院機構の業務実績の評価を知事が行うこととなったことに合わせ、評価等の際に地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会に意見を求める仕組みを設けるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp 県立大学設立準備課 026-235-0026 (FAX) Email: daigaku@pref.nagano.lg.jp 健康福祉政策課 026-235-7485 (FAX) Email: kenbyoin@pref.nagano.lg.jp</p>
16	<p>長野県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>国民健康保険法の一部改正により、平成30年度から、県が財政運営の責任主体となる国民健康保険事業について、その財政の安定化を図るため、国民健康保険財政安定化基金からの交付等に関し、必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>健康福祉政策課国民健康保険室 026-235-7485 (FAX) Email: kokuho@pref.nagano.lg.jp</p>
17	<p>長野県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> <p>基金の積立の状況から、今後2年間、新たな積立なしに長野県後期高齢者医療財政安定化基金による事業が運営できる見込みであるため、基金への拠出率を零（現行10万分の41）に改めます。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <p>健康福祉政策課国民健康保険室 026-235-7485 (FAX) Email: kokuho@pref.nagano.lg.jp</p>

18	<p>貸付金免除条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野県理学療法士及び作業療法士修学資金の貸与制度の廃止に伴い、当該制度による貸付金の免除に関する規定を削除します。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
19	<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等の施行及び介護保険制度の改正に伴い、指定居宅サービスに係る基準を改めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>医療推進課 026-223-7106 (FAX) Email: iryo@pref.nagano.lg.jp</p> <p>介護支援課 026-235-7394 (FAX) Email: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
20	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに就労定着支援及び自立生活援助のサービスに関する基準を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
21	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに居宅訪問型児童発達支援のサービスに関する基準を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

22	<p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障害児入所施設の従業者の基準を緩和するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
23	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>長野市からの要望により、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊業者からの届出の受理等の事務の権限を移譲します。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年6月15日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
24	<p>信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例案</p> <p>製造業等のものづくり産業を営む法人等の投資を促進し、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、ものづくり産業投資応援地域において当該法人等が土地等を取得した場合における不動産取得税の課税免除又は補助の対象期間を、平成32年度（現行：平成29年度）まで3年間延長します。</p> <p style="text-align: right;">（公布の日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>産業立地・経営支援課 026-235-7496 (FAX) Email: keieishien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
25	<p>家畜保健衛生所の設置に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>佐久家畜保健衛生所上田支所の管内における家畜防疫等の対応強化を図るため、上田支所を廃止し、佐久家畜保健衛生所に統合します。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>園芸畜産課 026-235-7481 (FAX) Email: enchiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

26	<p>長野県営土地改良事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例案</p> <p>土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構の借入農地について、一定の要件の下、農地の所有者の同意や費用負担なしに基盤整備事業を実施しうる制度が創設されたことに伴い、当該基盤整備事業に係る農地を目的外の用途に供した場合等に係る特別徴収金について定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>農地整備課 026-233-4069 (FAX) Email: nochi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
27	<p>長野県都市公園条例の一部を改正する条例案</p> <p>都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園における運動施設の設置割合の制限に係る運動施設率を定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>都市・まちづくり課 026-252-7315 (FAX) Email: toshi-machi@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
28	<p>長野県建築基準条例及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案</p> <p>都市計画法の一部改正により、新たな用途地域として田園住居地域が定められたことに伴い、次のとおり改正を行います。</p> <p>(1) 長野県建築基準条例 建築基準法の一部改正に伴い、田園住居地域を日影による中高層の建築物の高さ制限を行う区域に加え、低層住居専用地域の規制に準じ、日影となる時間の制限を定めます。</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 田園住居地域について、低層住居専用地域に準じ、風俗営業所の設置を制限するとともに、深夜における酒類提供飲食店営業、風俗営業等による騒音を規制します。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年4月1日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp 生活安全企画課 026-233-0108 (FAX) Email: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

新設条例案

番号	条例案の概要
29	<p>介護医療院の施設の基準に関する条例案</p> <p>介護保険法の一部改正により介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の施設に関する基準を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 介護支援課 026-235-7394 (FAX) Email: kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp </div>
30	<p>長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例案（詳細は、別紙2（P16）のとおり）</p> <p>本県における住宅宿泊事業の適正な実施を図り、良好な生活環境を保全するため、住宅宿泊事業法に基づき、事業の実施を制限する区域及び期間等を定めるとともに、事業者の責務その他必要な事項を定めます。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年6月15日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp </div>

廃止条例案

番号	条例案の概要
31	<p>国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止する条例案</p> <p>国民健康保険法の一部改正により、都道府県調整交付金が廃止され、国民健康保険の財政の安定化を図り、都道府県内の市町村の財政調整を行うために一般会計から特別会計への繰入を行うことに伴い、国民健康保険法に基づく都道府県調整交付金の交付等に関する条例を廃止します。</p> <p style="text-align: right;">（平成30年4月1日から施行）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 健康福祉政策課国民健康保険室 026-235-7485 (FAX) Email: kokuho@pref.nagano.lg.jp </div>

(別紙1) 「長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案」の概要

(1) 改定分

法律名	対象事務	改定額	現行額	改定率 (%)
①介護保険法	介護支援専門員実務研修受講試験	8,600円	8,500円	1.2
②動物の愛護及び管理に関する法律	犬又は猫の引取り	2,200円	2,000円	10.0
③食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	確認規程の認定	5,800円	5,600円	3.6
	確認規程の変更の認定	2,400円	2,300円	4.3
④毒物及び劇物取締法	毒物又は劇物の販売業の登録	15,400円	15,200円	1.3
	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新	10,700円	10,600円	0.9
	毒物劇物取扱者試験	11,000円	10,800円	1.9
	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更	5,400円	5,300円	1.9
⑤覚せい剤取締法	覚せい剤施用機関等の指定	4,100円	4,000円	2.5
	覚せい剤原料取扱者の指定	12,000円	11,900円	0.8
	覚せい剤原料研究者の指定	4,100円	4,000円	2.5
⑥麻薬及び向精神薬取締法	麻薬卸売業者の免許	15,300円	15,200円	0.7
	麻薬小売業者等の免許	4,100円	4,000円	2.5
	向精神薬卸売業者の免許	15,300円	15,200円	0.7
	向精神薬小売業者の免許	4,100円	4,000円	2.5
	向精神薬試験研究施設設置者の登録	4,100円	4,000円	2.5
⑦医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品等の製造販売の承認	35,400円～ 204,000円	34,800円～ 200,200円	1.7～ 1.9
	医薬品等の製造販売の承認事項の変更の承認	21,100円～ 97,800円	20,800円～ 96,100円	1.4～ 1.9
	医療機器の修理業の許可	71,900円	71,200円	1.0
	医療機器の修理業の許可の更新	49,200円	48,900円	0.6
	医療機器の修理業の修理区分の変更又は追加の許可	18,200円	17,900円	1.7
⑧使用済自動車の再資源化等に関する法律	破碎業の事業の範囲の変更の許可	67,000円	75,000円	△10.7
⑨消防法	危険物取扱者免状の交付	2,900円	2,800円	3.6
	甲種危険物取扱者試験	6,500円	5,000円	30.0

		乙種危険物取扱者試験	4,500円	3,400円	32.4
		丙種危険物取扱者試験	3,600円	2,700円	33.3
		消防設備士免状の交付	2,900円	2,800円	3.6
		甲種消防設備士試験	5,700円	5,000円	14.0
		乙種消防設備士試験	3,800円	3,400円	11.8
		危険物取扱者免状の再交付	1,900円	1,800円	5.6
		消防設備士免状の再交付	1,900円	1,800円	5.6
⑩高圧ガス保安法	容器検査又は容器再検査	繊維強化プラスチック複合容器等(1リットル以上5リットル未満)	160円	180円	△11.0
		高強度鋼容器(5リットル以上30リットル未満)	210円	220円	△5.0
		高強度鋼容器(30リットル以上の場合の10リットルごとの加算額)	3円	4円	△25.0
		その他の容器(1リットル未満)	80円	90円	△11.0
⑪液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可	17,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た数	19,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た数	△10.5	
⑫遊漁船業の適正化に関する法律	遊漁船業者の登録	21,000円	20,000円	5.0	
⑬家畜伝染病予防法	ブルセラ病検査	290円	280円	3.6	
	馬伝染性貧血検査	1,500円	1,400円	7.1	
⑭林業種苗法	種穂又は苗木の証明(幼苗1万本当たりの加算額)	3,900円	3,800円	2.6	
⑮砂利採取法	砂利の採取計画の認可	33,900円	37,700円	△10.1	
	砂利の採取計画の変更の認可	15,000円	17,000円	△11.8	
⑯建築基準法	建築物の建築確認(特定構造計算基準等審査を行わない場合)	6,000円～610,000円	6,000円～610,000円	1.0～10.0	
	構造計算適合性判定	100,000円～610,000円	100,000円～560,000円	4.3～10.5	
	建築物の完了検査	11,000円～460,000円	11,000円～460,000円	1.3～8.3	
	建築物の中間検査	15,000円～	14,000円～	1.4～	

	500,000円	500,000円	7.1
建築物の建築の通知に対する審査 (特定構造計算基準等審査を行わない場合)	6,000円～ 610,000円	6,000円～ 610,000円	1.0～ 10.0
道路内における建築の認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
公共用歩廊等の道路内における建築 (がんぎ)の許可の申請に対する審査	56,000円	55,000円	1.8
建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
再開発等促進区等内の建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
地区計画等の区域内における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
地区計画等の区域内における建築物の建蔽率に関する特例の認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7
総合的設計による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	79,000円～	78,000円～	1.3
既存建築物を前提とした総合的設計による建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	79,000円～	78,000円～	1.3
同一敷地内建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	79,000円～	78,000円～	1.3
1団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7

	2以上の工事の全体計画の認定又は当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7	
	建築物の用途変更に係る建築確認	6,000円～ 610,000円	6,000円～ 610,000円	1.0～ 10.0	
	建築物の用途変更に係る建築の通知に対する審査	6,000円～ 610,000円	6,000円～ 610,000円	1.0～ 10.0	
	建築物に建築設備を設ける場合における建築確認	5,000円～ 12,000円	5,000円～ 12,000円	12.5	
	建築物に建築設備を設ける場合における建築の通知に対する審査	5,000円～ 12,000円	5,000円～ 12,000円	12.5	
	建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	28,000円	27,000円	3.7	
⑰建築士法	二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	17,700円	16,900円	4.7	
⑱高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	建築確認申請が併せて行われた場合における「特定建築物の建築等及び維持保全の計画」の認定の申請に対する審査	6,000円～ 610,000円	6,000円～ 610,000円	1.0～ 10.0	
⑲長期優良住宅の普及の促進に関する法律	新築住宅（1戸建て住宅以外の住宅）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（適合証及び設計住宅性能評価書の提出がない場合）	8,000円～ 21,000円	8,000円～ 20,000円	5.0～ 12.5	
	既存住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（適合証の提出がない場合）	1戸建て住宅	67,000円	66,000円	1.5
		1戸建て住宅以外の住宅	12,000円～ 31,000円	12,000円～ 31,000円	5.3
	新築住宅（1戸建て住宅）に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（適合証及び設計住宅性能評価書の提出がない場合）	16,000円	15,000円	6.7	
	既存住宅（1戸建て住宅）に係る長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（適合証の提出がない場合）	24,000円	23,000円	4.3	
⑳都市の低炭素化の促進に関する	集約都市開発事業計画の通知に対する審査（特定構造計算基準等審査を	6,000円～ 610,000円	6,000円～ 610,000円	1.0～ 10.0	

法律	行わない場合)				
	低炭素建築物新築等 計画の認定の申請に 対する審査	技術的基準の 審査を行わな い場合	7,000円～ 210,000円	7,000円～ 210,000円	1.1～ 6.3
		技術的基準の 審査を行う場 合	34,000円～ 890,000円	34,000円～ 880,000円	1.0～ 2.7
	低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の 申請に対する審査	技術的基準の 審査を行わな い場合	4,000円～ 100,000円	4,000円～ 100,000円	1.1～ 6.7
		技術的基準の 審査を行う場 合	18,000円～ 440,000円	17,000円～ 440,000円	1.0～ 9.1
	低炭素建築物新築等計画に住宅の共 用部分が含まれる場合の加算額		6,000円～ 490,000円	6,000円～ 490,000円	1.1～ 3.4

(2) 新設分

法律名	対象事務	手数料額
①介護保険法	介護医療院の開設の許可	63,000円
	介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うもの）	33,000円
②廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	親子会社による産業廃棄物の一体的処理の特例 の認定	147,000円
	親子会社による産業廃棄物の一体的処理の特例 の認定に係る事項の変更の認定	134,000円

長野県住宅宿泊事業の適正な実施に関する条例案について

食品・生活衛生課

1 条例の目的

住宅宿泊事業について、事業者等の責務を明らかにするとともに、住宅宿泊事業法の規定に基づく事業実施の制限その他必要な事項を定めることにより、県民の良好な生活環境を保全する。

2 住宅宿泊事業者等の責務

- (1) 住宅宿泊事業の届出をしようとする者は、周辺地域の住民に対し、住宅宿泊事業を営む旨を事前に説明し、その概要を記載した書面を届出の際に提出しなければならない。
- (2) 住宅宿泊事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - ア 宿泊者が利用する施設、設備、備品等を、常に清潔で衛生的に保つこと。
 - イ 宿泊者に対し、災害発生時における避難場所、避難経路その他の宿泊者の安全確保のために必要な事項に関する情報提供を確実に行うこと。
 - ウ 宿泊者全員の本人確認及び鍵の受渡しを、原則として対面により行うこと。
 - エ 宿泊者に対し、分別その他のごみ処理に関する市町村の定めを説明し、また自らの責任において、その定めに従い、事業に伴う廃棄物を処理すること。
 - オ 管理業者に委託を行う場合、周辺地域の住民からの苦情や問合せに適切かつ迅速に対応できる体制を整備させること。

3 事業実施方針の届出

住宅宿泊事業の届出をしようとする者は、住宅宿泊事業法の規定に基づく業務、上記 2 (2) の措置について、具体的な実施方法等を記載した事業実施方針を定め、届出書に添付しなければならない。

4 制限の対象となる区域及び期間

法第 18 条の規定により、事業実施を制限する区域及び期間は「別紙」のとおりとする。

5 住居専用地域等における特例

住居専用地域、住宅団地等、別荘地等における事業実施の制限に関する規定は、事業に起因する騒音等を事業者等が速やかに認識できると認められる次の場合には適用しない。

- (1) 届出住宅又は同一敷地内の住宅等に事業者が居住し、不在にしないとき
- (2) 住宅管理業者が届出住宅又は同一敷地内の住宅等に駐在し、不在にしないとき

6 長野県住宅宿泊事業評価委員会の設置

事業実施の制限に係る規則の制定等その他の事業の適正実施に関する事項について、知事の諮問に応じて調査審議等を行う「長野県住宅宿泊事業評価委員会」を設置する。

7 住宅宿泊事業の適正化に向けた施策の推進

県は、住宅宿泊事業を、周辺地域に配慮したより適正なものとするための施策を積極的に推進するものとする。

8 施行等

- (1) 施行日：平成 30 年 6 月 15 日（上記 2 (1)、6 については、公布の日）
- (2) 検討：住宅宿泊事業の実施状況等を勘案し、必要に応じ、所要の措置を講ずるものとする。

○ 住宅宿泊事業の実施を制限する「区域」及び「期間」

区 域	期 間
<p>1【学校等の周辺の静穏な環境の維持・防犯】</p> <p><区域> 学校等の敷地から概ね 100m以内の区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 幼稚園・保育所、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校、高等専門学校 の周辺区域 </div> <p><指定> 全県一律（ただし、市町村からの申出に基づき、区域の解除が可能）</p>	<p>○月曜日から金曜日まで （休日、学校等の長期休業期間を除く。）</p>
<p>2【学校等以外の施設における児童の学習等の環境の保持】</p> <p><区域> 社会教育施設など学校等に準ずる施設の敷地から概ね 100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 図書館、児童館・児童センターなどの周辺区域 </div> <p><指定> 市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○児童厚生施設・図書館 ⇒開所日・開館日</p> <p>○公民館その他の施設 ⇒施設ごとにそれぞれ規則で定める期間</p>
<p>3【医療・福祉施設における静穏な環境の保持】</p> <p><区域> 医療提供施設・社会福祉施設の敷地から概ね 100m以内の区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 病院、診療所、児童養護施設、特別養護老人ホームなどの周辺区域 </div> <p><指定> 市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○施設ごとにそれぞれ規則で定める期間</p>
<p>4【住居専用地域における静穏な環境の維持】</p> <p><区域> 住居専用地域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 都市計画法に基づく第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、田園住居地域 </div> <p><指定> 全県一律（ただし、市町村からの申出に基づき、区域の解除が可能）</p>	<p>○月曜日から金曜日まで （休日を除く。）</p>
<p>5【住宅団地等における静穏な環境の維持】</p> <p><区域> 住居専用地域に準ずる区域として、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 都市計画法の住居地域、分譲住宅地の区域など </div> <p><指定> 市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○月曜日から金曜日まで （休日を除く。）</p>
<p>6【別荘地等における静穏な環境の維持】</p> <p><区域> 別荘地などで、騒音等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p><指定> 市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○生活環境の悪化防止のため特に必要な期間として、規則で定める期間</p>
<p>7【交通の混雑等による生活環境の悪化の防止】</p> <p><区域> 冬季におけるスキー場周辺など交通の混雑等による生活環境の悪化防止が特に必要な区域のうち、市町村の意見等を踏まえ、規則で定める区域</p> <p><指定> 市町村からの申出に基づき、規則で指定</p>	<p>○生活環境の悪化防止のため特に必要な期間として、規則で定める期間</p>

※ 4～6の制限は、届出住宅に、家主が居住する場合や管理者が常駐する場合には、適用しない。

※ 1、4及び5の期間は、市町村の申出に基づき、規則で定めるところにより、緩和することができる。